

京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年1月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第51号

京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第1項第4号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1項各号列記以外の部分、第1号及び第2号中「前2条」を「前3条」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(徴収額の計算の特例)

第3条 前条第2項、別表第1及び別表第3の規定による徴収額の算定における地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の額は、次に掲げるところにより算定するものとする。

(1) 被措置者又はその主たる扶養義務者（以下「被措置者等」という。）が婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下「特定婚姻」という。）をしていないもののうち、地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族その他その者と生計を一にする親族（地方税法施行令第46条の2第2項に規定する者に限る。）を有するものである場合においては、当該被措置者等を同法第292条第1項第11号イに規定する寡婦とみなす。

(2) 被措置者等が婚姻によらないで父となった男子であって、現に特定婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする親族（地方税法施行令第46条の2の2第2項に規定する者に限る。）を有し、かつ、措置のあった月の属する年度（措置のあった月が4月から6月までの間にあつては、前年度）の初日の属する年の前年の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が5,000,000円以下であるものである場合においては、当該被措置者等を同項第12号に規定する寡夫とみなす。

2 前条第2項、別表第1及び別表第3の規定による徴収額の算定における地方税法第2

92条第1項第2号（同法第736条第3項において準用する場合を含む。）に掲げる所得割（以下「所得割」という。）の額は、次に掲げるところにより算定するものとする。

(1) 地方税法第314条の2、第314条の7第1項、第314条の8（これらの規定を同法第736条第3項において準用する場合を含む。）並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しない。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「改正前の地方税法」という。）第314条の2（改正前の地方税法第736条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用があるものと仮定する。

3 前条第2項、別表第1及び別表第3の規定による徴収額の算定における所得割の額又は均等割（地方税法第292条第1項第1号（同法第736条第3項において準用する場合を含む。）に掲げる均等割をいう。以下同じ。）の額は、同法第323条本文（同項において準用する場合を含む。）の規定による市町村民税の減免があった場合においては、当該減免額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額とする。

4 前条第2項、別表第1及び別表第3の規定による徴収額の算定における所得税の額は、次に掲げるところにより算定するものとする。

(1) 被措置者等が婚姻によらないで母となった女子であつて、現に特定婚姻をしていないもののうち、所得税法第2条第1項第34号に規定する扶養親族その他その者と生計を一にする親族（所得税法施行令第11条第2項に規定する者に限る。）を有するものである場合においては、当該被措置者等を同法第2条第1項第30号イに規定する寡婦とみなす。

(2) 被措置者等が婚姻によらないで父となった男子であつて、現に特定婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする親族（所得税法施行令第11条の2第2項に規定する者に限る。）を有し、かつ、措置のあった月の属する年（措置のあった月が1月から6月までの間にあつては、前年）の前年の所得税法第2条第1項第30号ロに規定する合計所得金額が5,000,000円以下であるものである場合においては、当該被措置者等を同項第31号に規定する寡夫とみなす。

(3) 所得税法第78条第1項（同条第2項各号に掲げる寄附金（同項第2号及び第3号に掲げる寄附金にあつては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定するものに

限る。)を支出した場合に限る。), 第84条, 第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで, 租税特別措置法第41条第1項, 第2項及び第6項, 第41条の2, 第41条の3の2第1項から第3項まで及び第5項から第7項まで, 第41条の19の2第1項, 第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は, 適用しない。

(4) 所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の適用があるものと仮定する。

別表第1備考2中「(当該所得税の額を計算する場合には, 所得税法第78条第1項(同条第2項各号に掲げる寄附金(同項第2号及び第3号に掲げる寄附金にあつては, 地方税法第314条の7第1項第2号に規定するものに限る。)を支出した場合に限る。), 第84条, 第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで, 租税特別措置法第41条第1項, 第2項及び第6項, 第41条の2, 第41条の3の2第1項から第3項まで及び第5項から第7項まで, 第41条の19の2第1項, 第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は, 適用せず, かつ, 所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の適用があるものと仮定するものとする。)」を削り, 同備考4及び5を削る。

別表第3備考2中「(当該所得税の額を計算する場合には, 所得税法第78条第1項(同条第2項各号に掲げる寄附金(同項第2号及び第3号に掲げる寄附金にあつては, 地方税法第314条の7第1項第2号に規定するものに限る。)を支出した場合に限る。), 第84条, 第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで, 租税特別措置法第41条第1項, 第2項及び第6項, 第41条の2, 第41条の3の2第1項から第3項まで及び第5項から第7項まで, 第41条の19の2第1項, 第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は, 適用せず, かつ, 所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の適用があるものと仮定するものとする。)」を削り, 同備考3及び4を削る。

第1号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に, 「あて先」を「宛先」に, 「第4条の」を「第5条の」に改める。

第2号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市身体障害者措置費徴収規則の規定は、平成30年9月分の身体障害者福祉法第18条の規定による措置に要する費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年8月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)